

処 分 基 準

令和4年4月1日作成

法 令 名：愛知県暴力団排除条例
根 拠 条 項：第27条
処 分 の 概 要：自己が活動の拠点とする暴力団事務所に青少年を立ち入らせた暴力団員に対する中止命令
原権者（委任先）：愛知県公安委員会
法 令 の 定 め： 愛知県暴力団排除条例 第19条及び第27条
処 分 基 準： 処分等の性質上、個々の具体的な判断をせざるを得ないものであって、法令の定め以上に具体的な処分基準を定めることが困難であると認められるものであるから処分基準を定めていないもの。
問 い 合 わ せ 先：愛知県警察本部 刑事部 捜査第四課 暴対室対策係 電 話 052-951-1611 内線4462
備 考：